

パブリック・コメント手続（意見募集結果）

横須賀中央エリア再生促進特別減税条例の
改正について

令和元年（2019年）12月25日（水）

お問い合わせ先：文化スポーツ観光部商業振興課

電話 046-822-8543（直通）

横 須 賀 市

意見等の募集結果

1 意見等の募集期間及び資料の提供期間

令和元年（2019年）11月12日（火）から同年12月2日（月）まで

2 意見等募集の結果

(1) 提出者数 1人

(2) 意見等の件数 3件

3 提出方法別の状況

提出方法	人数
1 直接提出	0人
2 郵送	1人
3 ファクス	0人
4 E-mail	0人
合計	1人

4 意見等の内訳

項目	件数
1 条例改正案の内容	3件
2 その他、意見や要望等	0件
合計	3件

5 提出された意見等の概要及びそれに対する市の考え方

(1) 条例改正案の内容

No	意見等の概要	市の考え方
1	<p>バスターミナル等の交通機能用地や市営住宅、図書館等の公共施設についても減税対象とし、街全体の再開発につなげて欲しい。</p>	<p>本条例は、市街地再開発や建て替え等による老朽化した建築物の更新等に対して支援を行うことで、来訪者等の安全と安心を確保するとともに、商業、業務等の集積を促進することで本市経済の活性化に寄与することを目的としています。</p> <p>減税措置を受ける対象者は、商業等の事業の用に供する施設を整備した所有者です。</p> <p>ご提案いただいた公共施設については、主に行政が整備主体となるものであるため、減税対象施設として考えていません。</p>
2	<p>上記1の公共施設については、減税期間を10年間に延長して欲しい。</p>	<p>前項の回答の趣旨と同じ。</p>
3	<p>対象地域に「田浦港湾地区」を加え、港の再生につながるようにして欲しい。</p>	<p>今回の改正では、対象地域を市街地再開発の早期実現と商業、業務等の集積を行うべき地域として、「横須賀都市計画都市再開発の方針」における「二項再開発促進地区」かつ「商業系用途地域」を満たす地区としています。</p> <p>今後、「田浦港湾地区」が要件に合致する位置づけとなった場合には、対象地域として加わることとなります。</p>